

やひこ 社協だよ!

第114号
令和4年5月25日

【編集・発行】

社会福祉法人
弥彦村社会福祉協議会

〒959-0305
西蒲原郡弥彦村大字矢作4622

ふれあいプラザ内

☎ (0256) 94-4551

印刷／イナバ印刷

弥彦村社協のホームページ <http://yahiko-shakyo.com/>



みなさんも 配食ボランティアに参加しませんか

黄色いジャンパーを着て夕飯のお弁当を配達している“配食ボランティア”。

1年365日休むことなく村内の高齢者等のご家庭にお弁当を届けています。

夕方からの約1時間、一緒にボランティア活動を行っていただける方を募集しています。

*配食車は運転と配り手のペアです
(運転のみ/配り手のみの指定OK)

*月1回からでもOK
(希望日・回数など相談に応じます)

*毎日午後4時45分から1時間程度

*集合場所である桜井の里まで自力で来て
いただける方に限ります



<ボランティアの声>

いつかは自分も村のお世話になると
思うので、いま自分に出来ることを
しようと思って始めました。

待っている人から「ありがとね」と
言われるとやりがいを感じます。

★問合せ・申込み：社協（☎ 94-4551）ボランティア担当まで

● もくじ

表紙（配食ボランティア募集）	P 1
社協会費納入のお願い、金婚を祝う会参加者募集	P 2
ボランティア活動保険、タクシー利用料金助成事業、 介護支援ボランティア手帳発行について	P 3
お知らせ、職員募集	P 4



マトリカリア 花言葉「集う喜び」

令和4年度 弥彦村社会福祉協議会 会費納入にご協力お願いいたします

会費について

弥彦村社会福祉協議会では、「すべての地域住民にとって住みよい福祉のまちづくり」を目指し、村民の皆さまとともに在宅福祉や地域福祉活動の向上に取り組んでいます。

地域で誰もが安心して充実した生活を送るためには、行政による「公助」のみでは実現することができず、「互助・共助」といった住民相互の支えあいを基盤とした地域福祉の推進が重要視されています。

この社会福祉協議会 会員会費は、地域福祉事業推進の貴重な財源として活用させていただいているほか、地域での支えあいのための事業に大切に使わせていただいている。

社会福祉協議会会員とは、一般的な団体やクラブなどとの会員とは違い、当会の目的や活動にご理解いただき、地域福祉推進のための資金を支えていただく方々のことです。

会費納入にご協力いただくことは、自ら地域福祉活動を行うことと並んで、地域福祉活動に参加していただくもう1つの方法です。

ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

よろしくお願いします

会費の種類



社会福祉協議会 会員会費は次の通りです。

普通会員	住民の皆さま（世帯）	一世帯 500円
賛助会員	福祉関係者・個人	一口 1,000円
特別会員	民間の企業・団体等	一口 5,000円

金婚を祝う会を開催いたします

弥彦村社会福祉協議会では、金婚を迎える皆さまがお揃いで共に健康と長寿を喜び合い、語り合える金婚をお祝いする会を開催いたします。今年度の該当者は、昭和46年4月1日～昭和48年3月31日までに結婚されたご夫婦です。昨年度の開催が、新型ウイルス感染症の影響により中止になったため、昨年度対象だったご夫婦も該当になります。

参加を希望される方は、8月末日までに弥彦村社会福祉協議会までお申し出ください。

開催は10月中旬を予定していますが、詳細につきましては後日お知らせいたします。



ボランティア活動保険のお知らせ

弥彦村ボランティアセンターでは、安心してボランティア活動に取り組んでいただくために、ボランティア活動の加入手続きをしております。

ボランティアセンターに登録されていない方でボランティアをされている方は、ぜひ弥彦村ボランティアセンター（弥彦村社会福祉協議会）へご相談ください。

保険料	基本プラン A 350 円/1名 基本プラン B 510 円/1名
保険期間	毎年 4月 1日～翌年 3月 31 日まで 期間途中の加入の場合は、保険料振込日の翌日～当該年度の 3月 31 日まで
加入対象者及び対象活動	<ul style="list-style-type: none">・弥彦村ボランティアセンター（弥彦村社会福祉協議会）に登録されている個人またはボランティア団体の構成員が行う活動・特定非営利活動法人が行うボランティア活動・福祉・教育・文化・保健衛生・医療・自然保護等の振興・向上を目的とした公益団体が行う活動のうち、ボランティア活動に該当する活動
対象となるボランティア活動	日本国内における、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する非営利（無償）の奉仕活動

タクシー利用料金助成事業 のお知らせ

令和4年4月1日より利用できるタクシー利用券の申請を受け付けています。

●対象者

弥彦村に住所を有し、在宅で生活している、以下の条件に当てはまる方

①身体障害者手帳 1級・2級

②療育手帳 A・B

※人工透析通院費助成を受けている方は対象外です。

●助成内容

タクシー利用券（年間 24 枚）を一括交付。（令和4年度の助成額は 1回 570 円です。）

●申請方法

身体障害者手帳もしくは療育手帳を持って社会福祉協議会窓口にお越しください。

令和4年度版 介護支援ボランティア手帳 発行のお知らせ

令和4年4月1日より
利用できる「令和4年度版
介護支援ボランティア手帳」
の発行を受け付けています。



●対象者

要介護認定を受けていない村内の
65歳以上の方

●発行期間

令和4年3月1日から令和5年3月
31日まで

●手帳申請方法

弥彦村社会福祉協議会窓口にお越し
ください。

※初回申請の方は弥彦村介護保険被
保険者証をお持ちください。

ふれあいなんでも相談

- ◆毎月第3木曜日（祝・祭日を除く）午後1時～3時
- ◆弥彦村役場相談室にて◆相談員は、民生委員
- ◆日常生活の心配ごとなど様々な相談を受け付けています。
- ◆予約なしでも結構です。◆相談は無料。秘密は固く守られます。

※新型コロナウイルスの状況を考慮して中止になる場合があります。



急募!

訪問介護員（登録ヘルパー）

一緒に働いてくださる登録ヘルパーを募集しています！

○仕事内容：高齢者や障がい者宅を訪問し、食事や入浴の介護をしたり、掃除などを行います

○勤務場所：弥彦村内

○勤務形態：1日2時間以上 週2～5日程度働く方
勤務希望日を聞きながらシフトを組みます。土日祝は要相談。

○賃金：時給1,000円～ その他処遇改善手当等あり

○応募資格：介護福祉士またはヘルパー2級以上（介護職員初任者研修修了者）、普通自動車免許

【お問合せ】弥彦村社会福祉協議会 ヘルパー採用担当まで（☎94-4551）



募集!

ほがらか荘 生活支援員

○仕事内容：入居者の買い物支援、健康チェック、相談・話し相手、施設の共有スペースの清掃などを行います。



○勤務場所：きらめきの丘 ほがらか荘（弥彦村社会福祉協議会内）

○勤務形態：9時～12時 週3～5日程度働く方。

勤務希望を聞きながら、シフトを組みます。土日祝は要相談。

○賃金：時給1,000円～

○応募資格：ヘルパー2級以上（介護職員初任者研修修了者）、普通自動車免許

【お問合せ】弥彦村社会福祉協議会 採用担当まで（☎94-4551）

* 善意のご寄付をいただき、ありがとうございました *

皆さまから心あたたまるたくさんの寄付金品をいただきしております。
いただきました金品は、社会福祉のために有効に活用させていただきます。
心から感謝申し上げます。

<古切手> 紙工房泉 田中 雄士 様 （株）丸長建設 様 （株）マルヤマ 様
弥彦村役場 様 弥彦村ゲートボール協会 事務局 関本 清 様
中原 由美子 様

